

## 「2020 九州1歳市場」の運用方法について

平素より当協会主催の九州市場開催にあたりまして、例年多数のご来場、ご購入賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では本年度も市場開催に向けて最大限の準備を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症が発生している状況の中、感染拡大防止の観点から下記のように運用方法を変更し、インターネットを活用してせり市場を開催することといたしました。

購買者の皆様・関係各位には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解・ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 購買者登録について

事前の登録をお済ませください。

(登録をお済ませでない場合には入札ができませんのでご注意ください。)

#### 2. 個人情報の開示について

上場馬の画像・レポジトリー等、サイトににて公開いたします。

#### 3. 入札方法について

インターネット入札となります

(せり会場での口頭による入札はできません)。

#### 4. せり会場への入場について

事前に購買登録を完了された方(帯同者2名迄可)のみ入場いただけます。

令和2年5月吉日

九州軽種馬協会  
会長 柏木 務

\*詳細は別冊「新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応」をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応  
(インターネットせり市場の運用方法について)

九州軽種馬協会



# 九州軽種馬協会臨時家畜市場業務規程〈変更版〉

(「2020 九州1歳市場」インターネットせり市場対応)

九州軽種馬協会(以下、協会という。)が主催する「2020 九州1歳市場」(以下、セールという。)は「九州軽種馬協会家畜市場業務規程」(以下、規定という。)に則り開催いたしますが、インターネットせり市場に変更になったことに伴い以下の項目について一部規定を変更いたしました。

セールに参加を希望される方は記載事項をご確認のうえ、参加くださいますようお願いいたします。

## 1. 購買の申込(規定 第10条)

1) 購買を希望される方は事前に同封の「2020九州1歳市場 購買登録申込書(ピンク色の用紙)」による購買登録の手続きが必要です。

必要事項をご記入いただき、ご押印のうえ、協会宛にご返送(ファックス可)ください。

(期日までに登録を完了できない場合には入札できませんのでご注意ください。)

受付期間 6月8日(月)から6月16日(火)

返送先 郵送の場合 〒899-8313 鹿児島県曾於郡大崎町野方3995

九州軽種馬協会 宛

ファックスの場合

099-478-3013

2) 購買登録の申し込みを受付けた方には協会が発行する「購買登録確認書」をもって購買登録者番号およびID番号、パスワードをメール(購買登録申込書に記載いただいたメールアドレス)及び書面で通知します。

3) 過去にセールの要領および条件に違反したとして協会との売買契約を解除されたことのある方等、購買登録を拒否することがあります。

4) 予納金は不要です。

## 2. 取引開始前の公表(規定 第11条)

### 1) 個体情報

・上場馬の画像(動画・静止画)を6月15日(月)よりサイトにて公開します。

・悪癖・既往症の公表

販売申込者の申告による悪癖・既往症について6月15日(月)よりサイトにて公表します。

・測尺の公表

販売申込者の申告による体高・胸囲・管囲について6月15日(月)よりサイトにて公表します。

## 2)レポジトリーの公表

販売申込者が任意で撮影したレントゲン写真及び上気道内視鏡検査映像を6月15日(月)よりサイトにて公表します。

## 3. せり売りの方法(規定 第12条)

1) 入札はインターネットでの入札(せり上げ方式)による方法で行います。

(せり会場での口頭による入札はできません。)

2) 台付け価格

6月19日(金)よりサイトにて公表します。

3) 台付価格未満の入札は無効とします。

4) 一旦入札を受けた後、取消しは受け付けません。

5) せり上げは5万円単位とします。

6) 入札日時 6月23日(火) 13時～15時

7) 運用方法

せり当日の13時～15時の間に限るものとし、この間、上場馬(20頭)すべての入札が可能となります。

8) 入札終了時刻の延長について

入札終了時刻直前(1分以内)に入札があった場合、その時刻より3分間、入札終了時刻を延長(再延長あり)します。

## 4. せり落としの決定(規定 第13条)

上場馬ごとに最高額で入札を完了された方がその価格を以って落札者と決定します。

## 5. 再せり売り((規定 第15条)

購買登録者は落札者が決定しなかった上場馬を再上場することができます。

再上場を要求する場合、直ちに市場事務所にその旨を申し出てください。

(再上場の申込受付は電話連絡のみの対応となります。)

再上場申込日時 6月23日(火) 15時～

再上場申込連絡先 TEL099-478-3015

詳細は下記までお問い合わせください。

九州軽種馬協会

TEL099-478-3015

本市場は、九州軽種馬協会の家畜市場業務規程に基づいて運営いたしますが、市場売買成立馬の取り扱いについては、次の通りに致したいと存じますので、ご協力をお願い申し上げます。

## 市場売買成立馬の取り扱いについて

### (1) 引取時期及び預託期間の申し出

購買者は、市場で競り得た当該馬引取時期及び預託期間等を、市場事務所及び生産者へ申し出て了解を得なければならない。

### (2) 預託期間

売買成立馬の預託料は、市場終了の翌日から7日間は無料とする。但し、この場合、生産者より他へ預託替えをする場合は適用しない。なお、購買者は売買成立後、速やかに生産者より引き取り、他へ預託替えをしなければならない。

### (3) 預託料

無料預託期間後、引き続き預託する場合は、期限を定め預託料サラ系1日1頭につき  
3,300円(消費税を含む)を生産者に支払わなければならない。

### (4) 悪癖の届け出

売買成立馬が無料預託管理中に悪癖等が発見された場合は、直ちに届け出なければならない。

協会は確認のうえ、購買者へ報告するものとする。但し、本市場上場前にさく癖、熊癖、身喰を隠蔽することなく届け出なければならない。

### (5) 契約解除の取り扱い

せり落とし人が契約の解除及び代金の減額をなし得るのは、業務

規程第14条第2項に定める瑕疵を発見した場合に限る。

(せり落とした際発見出来なかった月盲、白内障、黒内障、緑内障の何れかの疾病又はさく癖があることを市場終了の翌日から14日以内に発見した場合)

(6) 保険の取扱い

購買者は売買成立馬の事故による損害を補てんする為、せり当日から組合が取り扱う法定伝染病担保特約育成馬保険に加入される場合は、購買者は市場終了後一週間以内に申し出なければならぬ。この保険料は購買者が負担するものとする。

(7) 団体購買の取扱い

団体購買については前記にかかわらず協会と協議のうえ決定することができる。

(8) 消費税の取扱い

消費税法の施行に伴う家畜市場の取引においては次の通り実施する。

ア. 家畜市場の開設者がせり売り又は入札で家畜の取引を行う場合にあっては買受人に対して取引価格決定後にこれに10%分を上乗せしたものを取引が成立した価格とする。

イ. 生産者

家畜市場の開設者が徴収する料金は当該料金に係わる消費税10%分を含めた価格とする。

# 九州軽種馬協会家畜市場業務規程

## 第1章 総 則

### (遵守義務)

第1条 市場の運営を円滑に行うため、馬を販売しようとして販売申込手続きをした者（以下「販売申込者」という。）並びに馬を購入しようとして購入手続きをした者（以下「購買者」という。）は、すべてこの市場業務規程を遵守しなければならない。

### (家畜市場の位置)

第2条 この家畜市場（以下「市場」という。）の位置は、鹿児島県曾於郡大崎町野方3995番地および佐賀県鳥栖市江島町字西谷3256-228とする。

### (取り扱う家畜の種類)

第3条 取り扱う家畜はサラブレッド種の「1歳馬及び調教済2歳馬」とする。

### (開場の期日)

第4条 開場の期日は、九州市場運営協議会で協議し、九州軽種馬協会の理事会において決定し、知事に届け出て公表した日とする。但し、止むを得ない理由があるときは、知事に届け出て開場の期日を変更することがある。

### (開場の時間)

第5条 開場の時間は午前8時から午後5時までとする。但し、開場時間内に家畜取引が終了しないときは延長することができる。

### (馬の繫留)

- 第6条 上場馬は、家畜伝染病予防法第2条の家畜伝染病に罹患していないと診断されたものでなければ市場に繫留できない。
- 2、上場馬は、開設者の指定する場所に繫留しなければならない。
  - 3、家畜伝染病予防法第2条の、家畜伝染病以外の疾病又は悪癖のため、他に危害を及ぼすおそれがあると認められる馬について、開設者から入場の拒絶又は隔離若しくは移動制限の要求がなされたときは、当該馬の販売申込者はこれに従わなければならない。

### (獣医師による検査を受ける場合の手続き)

第7条 家畜取引の当事者は、当該市場開催日において、市場内の家畜診療所に配置する獣医師に、その馬が疾病にかかっているかど

うかの検査を求めることができる。

- 2、家畜取引の当事者が前項の検査を求める場合は、市場事務所にその旨を申し出るものとする。

## 第2章 家畜取引の方法及び手続き

(家畜取引の方法)

第8条 市場における上場馬の取引は売買により行い、その売買はせり売りの方法によって行われなければならない。

(販売の申込)

第9条 販売申込者は、当該馬の販売申込者、所有者、生産牧場及び飼養者の住所及び氏名（名称）並びに当該馬の品種、性別、年齢、疾病、悪癖及び販売予定価格並びに血統能力又は経歴を証明する書類の有無を、別に定める販売申込書に記入して、市場事務所に提出するものとする。

- 2、販売申込者は、馬番号票の交付を受け、馬の指定された部位につけるものとする。

(購買の申込)

第10条 購買者は、市場事務所に住所、氏名（名称）及び購入予定頭数を申告し、購入予定頭数に応ずる予納金を納付しなければならない。

- 2、市場開設者は、予納金預り証及び番号を附した購買者章を購買者に交付するものとする。
- 3、購買者は、購買者章を見やすい箇所につけるものとする。
- 4、購買者章をつけていない者は、市場においてせり売りに参加することができない。
- 5、購買者は、購入予定頭数以上の馬を購入しようとするときは、第1項の例により、予納金を追納しなければせり売りに参加することができない。

(取引開始前の公表)

第11条 市場開設者は、せり名簿に記載された事項のほか、第4項に定める事項の有無を販売申込者の届出により、上場時にこれを読み上げて行うものとする。

- 2、販売申込者は、追加する事項やせり名簿に記載されている事項について確認し、記載もれ、誤記がある場合は、せり開始前ま

でに開設者に書面で申し、追加、訂正を求めなければならない。

3、開設者は、前項の申出があったときは、せり台においてこれを追加、訂正しなければならない。

4、第1項で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 悪癖（さく癖、旋回癖、ゆう癖、身喰い）
- (2) 目の異常（白内障、黒内障、緑内障）、月盲
- (3) 関節部の外科手術歴
- (4) 開腹手術歴
- (5) 去勢
- (6) 全身麻酔を伴う外科手術歴
- (7) 喉頭片麻痺による喘鳴症

（せり売りの方法）

第12条 上場馬は、開設者の定める順序により、せり場の上場するものとする。

2、せりの方法はせり上げを原則とし、事情に依ってはせり下げる場合もある。せり上げは万円単位とする。

（せり落しの決定）

第13条 せり人が、最高せり上げ価格を三度呼び上げ他にこれを超える価格にせり上げる者がいないとき、せり人はその最高価格にせり上げた者をせり落し人と決定する。但し、せり上げ価格が販売申込書の販売予定価格に達しないときは、販売申込者は販売を拒むことができる。

2、せり落し人が決定したときは、市場係は直ちにその価格及びせり落し人の購買番号又は氏名(名称)を呼び上げるものとする。

3、せり落し人が決定したのちは、何人も異議を申し立てることができない。

（契約の解除）

第14条 せり落し人又は販売申込者が、その売買において市場業務規程に違反したときは、開設者を通じて売買契約を解除することができる。

2、せり落し人は、せり落した馬について当該馬の上場日に公表のなかった第3項に定める事項を発見した時は、当該馬のせり落した日の翌日より3日以内に、診断書等を附した書面をもって開設者に届け出ることができる。但し、せり落し人が、販売申込者からせり落した馬の引渡しを受けた場合はこの限りではない。

3、第2項で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 悪癖（さく癖、旋回癖、ゆう癖、身喰い）
- (2) 目の異常（白内障、黒内障、緑内障）、月盲
- (3) 関節部の外科手術歴
- (4) 開腹手術歴
- (5) 去勢
- (6) 全身麻酔を伴う外科手術歴
- (7) 喉頭片麻痺による喘鳴症

4、開設者は、せり落し人より第3項に定める届出があった場合、速やかに販売申込者に通知し、開設者または開設者の指定する獣医師が、せり落し人の届け出た事項について確認し診断結果をせり落し人に通知する。

5、せり落し人は、前項で定めた通知内容が申し出内容と一致した場合、開設者を通じて売買契約を解除することができる。

6、せり落し人は、開設者の診断結果が出るまでの間は、所有権を第三者に移転することはできない。

（再せり売り）

第15条 販売申込者は、上場した馬につきせり落し人が決定しなかったときは、その馬を再上場することができる。

2、前項の規程により再上場しようとする者は、直ちに市場事務所にその旨を申し出るものとする。

3、再せり売りは、当該日に市場長の定めた順序により行うものとする。

（代金の決済）

第16条 購買者は、売買成立の翌日より14日以内に、せり落し価格に消費税相当額を加算して得た額（以下「取引価格」という）を、現金又は銀行もしくはこれに準ずる金融機関が保障した小切手にて市場事務所に支払うか、開設者が指定する金融機関に振り込むものとする。

2、せり落し人は、前項の支払に際し、購入頭数に相当する部分の予納金を、支払金額の一部に充当することができる。

（家畜の引出）

第17条 馬は、家畜引出証がなければこれを市場外に引出すことができない。

但し、開設者が認めた場合はこの限りではない。

(家畜取引終了後の公表)

第18条 家畜取引終了後の公表は、その翌日までに次に掲げる事項を市場内に掲示して行う。

- (1) 馬の品種別、性別、年齢別上場頭数
- (2) 前項の区分による家畜取引成立頭数
- (3) 前1号の区分による馬の最高、最低及び平均取引価格

### 第3章 市場業務執行係員及び取引関係人

(市場業務執行係員)

第19条 この市場は、次に掲げるものがその業務を執行する。

- |              |     |
|--------------|-----|
| (1) 市場長      | 1名  |
| (2) せり人(鑑定人) | 1名  |
| (3) 獣医師      | 1名  |
| (4) 市場係員     | 若干名 |

2、市場長は、せり人(鑑定人)、獣医師、及び市場係員を指揮監督する。

3、前項に掲げる者は、別に定める記章をつけるものとする。

(せり人(鑑定人)の禁止行為)

第20条 せり人(鑑定人)は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 販売申込者又は購買者と通謀して正常な取引を阻害し、又はこれらの者をして談合、その他の不正な行為をさせること。
- (2) その職務に関して、販売申込者又は購買者から金品その他の利益を受けること。
- (3) 売買の当事者になること。
- (4) 故意にせり落させないこと。
- (5) 一般に通用しないふちょうその他の方法で価格を呼び上げること。
- (6) 販売希望価格を特定の者、あるいは不当に、漏らすこと。

(仲立業の営業禁止)

第21条 この市場において、仲立業の営業を認めないものとする。

## 第4章 予納金及び徴収料金

(予納金)

第22条 第10条第1項の予納金の額は、1頭当り10万円以上とする。

- 2、予納金は、現金又は金融機関が支払保障をした小切手、その他これに準ずる有価証券であって、開設者が適当と認めたもので納付するものとする。

(徴収料金の種類及び金額)

第23条 徴収料金の種類及び金額は、次のとおりとする。

- (1) 販売申込登録料

九州市場運営協議会で決定した金額

- (2) 販売手数料

販売申込者に対する販売手数料は、せり落とし価格に対し1歳馬1000分の50、2歳馬1000分の50とし、消費税相当額を加算した額とする。主取馬に対しては徴収しないものとする。

(契約違反の場合の措置)

第24条 せり落とし人が契約違反をした場合、その者はせり落とし価格の100分の30に相当する金額の違約金を、開設者に納付しなければならない。

- 2、前項の違約金は、該当馬の販売申込者に交付する。

(家畜市場内における秩序の維持に関する事項)

第25条 開設者は、次の各号に該当する者に対し、退場又は期間を限って入場の禁止を命ずることができる。

- (1) この業務規程に違反した者。
- (2) 市場内の馬で売買の成立していないものについて、虚偽の風説を流布した者。
- (3) 市場に対して虚偽の申告をした者。
- (4) 市場の業務を妨害し、又は秩序を乱した者、若しくはそのおそれのある者。
- (5) 故意に市場の施設を毀損した者、又は馬に危害を加えた者。
- (6) 市場係員の指示に従わない者。

- 2、開設者は、第1項の規程により入場の禁止を命じた場合には、その氏名、期間及び理由を場内に掲示する。

# 九州産馬限定競走について

九州産馬所有のメリットは九州産馬限定競走に出走できることです。九州産馬限定競走はJRAの小倉競馬場と地方競馬の佐賀競馬場で開催されています。

特に夏の小倉開催で行われる九州産馬限定競走は夏競馬の風物詩として定着しており、中でも「ひまわり賞」は“九州産馬2歳チャンピオン決定戦”として地元のみならず、多くの競馬ファンを魅了しています。

また、佐賀競馬場では“九州産馬3歳チャンピオン決定戦”「たんぼぼ賞」、「九州産馬古馬チャンピオン決定戦」「霧島賞」が開催され、各々のレースのトライアル競走も2競走開催されています。

さらに佐賀競馬所属九州産2歳馬による九州軽種馬協会協賛競走が開催されており、昨年は合計13競走の九州産馬限定競走が実施されています。

<JRAで実施される九州産馬限定競走>

## 2歳馬競走

新馬戦	1着賞金	700万円
未勝利戦(2競走施行)	1着賞金	500万円
「ひまわり賞」(指定交流競走)	1着賞金	1,400万円

<佐賀競馬で実施される九州産馬限定競走>

## 3歳馬競走

「ノカイドウ特別」(JRA交流競走)	1着賞金	300万円
「ミヤマキリシマ特別」(JRA交流競走)	1着賞金	300万円
「たんぼぼ賞」(JRA交流競走)	1着賞金	700万円

## 古馬競走

「えびの特別」(JRA交流競走)	1着賞金	500万円
「大隅特別」(JRA交流競走)	1着賞金	500万円
「霧島賞」(JRA交流競走)	1着賞金	800万円

九州軽種馬協会協賛競走 (佐賀競馬所属九州産2歳馬) \*2019年度実績

「ひまわり賞チャレンジカップ」	1着賞金	100万円
「たんぼぼ賞チャレンジカップ」	1着賞金	50万円
「たんぼぼ賞チャレンジカップ」	1着賞金	50万円

---

# 九州産馬 三大競走

---

## 「ひまわり賞」(指令交流競走) ～九州産馬2歳チャンピオン決定戦～

＜九州産2歳 オープン＞

それまでの「九州産3歳特別」競走を1988年に現名称に改称し、1997年からは地方競馬との交流競走として小倉競馬場で行われている。

## 「たんぼぼ賞」(JRA交流競走) ～九州産馬3歳チャンピオン決定戦～

＜九州産3歳 JRA1勝クラス、地方競馬オープン＞

当初はJRA小倉競馬場で行われていた特別競走で、1997年に地方競馬の重賞競走に移行し、九州の地方競馬3場持ち回りで行われた。2000年以降は荒尾競馬場での開催が定着していたが、2011年荒尾競馬の廃止にともない、現在は佐賀競馬場で行われている。

トライアル競走として「ノカイドウ特別」、「ミヤマキリシマ特別」の2競走が行われ1着馬に優先出走権が与えられる。

## 「霧島賞」(JRA交流競走) ～九州産馬古馬チャンピオン決定戦～

＜九州産3歳以上 JRA2勝クラス、地方競馬3歳以上オープン＞

当初は中央競馬の小倉競馬場で行われていた特別競走で、1997年に地方競馬の重賞競走に移行し、九州の地方競馬3場持ち回りで行われた。2001年以降は荒尾競馬場での開催が定着していたが、2011年荒尾競馬の廃止にともない、現在は佐賀競馬場で行われている。

トライアル競走として「えびの特別」、「大隅特別」の2競走が行われ1着馬に優先出走権が与えられる。

# 市場取引賞のご案内

令和2年6月23日に開催される九州1歳市場において購買された1歳馬が、令和3年に開催される地方競馬の2歳競走において第1着となった場合、1回に限り当該馬の馬主の皆様下表の内容による「市場取引賞」を交付します。

対象となる競走		交付額
地方競馬	2歳馬の各競走	20万円 (ただし、当該競走の第1着の賞金額を上限とする)

※各競走馬に対する市場取引賞の交付は1回限りとする。

※交付には申請手続きが必要です。該当となりました馬主様にご案内させていただきます。

※市場取引賞該当競走において、市場上場関係者【販売申込者・所有者・生産牧場・飼養者（法人の場合は構成員を含む）】が当該馬の馬主となっている場合は、市場取引賞の交付対象とはなりません。

※この取引賞は（公社）日本軽種馬協会の助成金を受け交付しております。

詳しくは、下記の市場主催者までお問い合わせください。

九州軽種馬協会  
TEL 099-478-3015

## 「2020 九州1歳市場」購買登録申込書

年 月 日

九州軽種馬協会 御中

私は九州軽種馬協会主催の「2020 九州1歳市場」に参加したく、業務規程の記載事項に従うことを誓約のうえ、登録を申請いたします。

個人、法人の別【必須】	個人 / 法人 (該当する項目を○で囲んでください)
(フリガナ) 【必須】	
氏 名 【必須】	
住 所 【必須】	〒 *県から建物名までもれなく記載してください
電 話 番 号	
携 帯 番 号 【必須】	
メールアドレス 【必須】	*ID・パスワードを通知しますので正確にご記載ください。
業 種	中央馬主 / 地方馬主 / 調教師 / 牧場関係者 エージェント / その他 ( ) *該当する項目を○で囲んでください
所属馬主協会	
馬主登録番号	
身分を証明する馬主または 調教師の氏名・連絡先 *馬主、調教師以外の方は記入	氏名 連絡先
せり市場当日の来場希望	来場を希望する( 人 ) / 来場しない

以上、記入した内容に相違ありません。

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

返信先 九州軽種馬協会      FAX 099-478-3013